

令和5年度

# 事業概要



保護犬「梵天丸」



保護猫「ハットグ」

名古屋市動物愛護センター

# 動物愛護宣言

## 名古屋市動物愛護センター 三十周年

名古屋市動物愛護センターは、今から三十年前の昭和六十年に、他都市に先駆けて、犬の抑留所である管理棟と、動物愛護と適性飼養の普及啓発を行う愛護館を併設する当時では画期的な施設として設立されました。

以来、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲・抑留・殺処分の業務等と、愛護館での普及啓発を並行して行うことにより、動物愛護行政に邁進してきました。

さて、この三十年を振り返ると、犬猫の飼養の仕方も大きく変わりました。犬猫は、室内飼いが進み、家族の一員として大切に飼養される市民の方が増えました。

当センターでも、設立当時は数多く収容されていた子犬たちは、愛護館のふれあい広場で子どもたちに動物愛護の精神や命の大切さを教えてくれる生きた教材として活躍してきていましたが、近年はほとんど収容されなくなりました。今は、その子犬たちになり、成犬や猫たちがその役目を引き継いでいます。

昨年リニューアルされた愛護館では、人が犬猫を一方的にさわるのではなく、犬や猫と心を通わせる「ふれあい」を行うよう努めています。

私たちが推進する動物愛護の精神はゆっくりではありますが、確実に市民の中に広がっています。しかし、未だに、犬猫の遺棄は後を絶たず、残念ながら社会全体に理解されているとはいえません。

そこで、ここに名古屋市動物愛護センターは、設立三十周年の節目にあたり、次の「動物愛護宣言」をします。

ひとつ

人と動物が固い絆で結ばれるよう、犬猫等の飼主が飼主責任を十分に果たせるようにサポートし、人と動物の健康と安全を確保します。

ひとつ

収容した犬猫等の一頭ごとの命をみつめ、殺処分を一頭でも多く削減し、犬猫等の殺処分のない社会の実現を目指します。

ひとつ

動物愛護推進員や譲渡ボランティアを始めとする市民の理解と協力が得られるよう尽力すると共に、愛護館を拠点にし、途切れることなく動物愛護と適性飼養の普及啓発に努めます。

時代と共に本市の動物愛護を取り巻く環境は大きく変化しています。私たちは市民のみなさまの合意の下に形成された、進歩的な動物愛護の考え方の普及啓発を絶えず継続していくことで、市民生活の中に生命尊重、友愛と平和の情操が高まることに貢献していきます。

平成27年9月26日

名古屋市動物愛護センター所長 石川 登紀子

## はじめに

名古屋市動物愛護センターは、昭和 60 年 9 月、千種区平和公園内に、全国的にも先駆けて「動物愛護」と名前を冠した施設として設立されました。動物愛護と適正飼育の普及啓発を目的とした施設「愛護館」を有するセンターとして設立され、以来多くの市民を迎え入れ、親しまれてきました。

当初は市民の健康と安全を守るため、野犬の捕獲・収容を主な業務としていたこの動物愛護センターも、時代とともに役割を変え、現在は収容の多くを猫が占めるようになりました。平成 28 年度からはふるさと納税寄附金の募集を開始し、多くのご支援をいただきながら収容された犬猫の命を救う取り組みに力を入れています。また、平成 30 年 6 月に発生した猫の多頭飼育崩壊等をきっかけに、令和 2 年 3 月、「人とペットの共生推進プラン」が策定され、10 年後の令和 11 年度末の目標である「犬猫の殺処分ゼロの達成・維持」に向け全力で取り組んでおります。

令和 5 年度は、平成 28 年度に達成・それから維持を継続している殺処分ゼロを、継続することができました。一方で、猫の殺処分は 20 頭でした。

5 月には新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に指定され、様々な社会活動が再開されるようになり、当センターにおきまして慰霊祭をはじめとした動物愛護事業をコロナ前と同様に開催しました。今後も、よりたくさんの方に愛護館まで足をお運びいただき、収容された犬猫を実際に見て、そして感じていただけるよう、様々な企画を練ってまいります。

また、性格が難しい猫の譲渡をより一層すすめるため、馴化マニュアルを作成して、人馴れのためのトレーニングに取り組み始めました。これまでなかなか新しい家族を見つけてあげることができなかつた猫たちについても、命をつなげていける努力を続けてまいります。

寄附を寄せられた全国の方や動物愛護推進員、ボランティアといった多くの皆様に支えられている当センターですが、そうした皆様の想いを一日でも早く達成し、そして継続できるように、そして何より、人との絆が断たれ、愛護センターに収容される不幸な犬猫そのものがゼロとなる日が来るように、その最終的な目標のために今後も取り組みを続けてまいります。

令和 7 年 1 月

名古屋市動物愛護センター  
所 長 山岸 純二郎

# 目 次

## I 概 況

1 沿 革	2
2 機構と分掌事務	3
3 職 員	3
4 施 設 概 要	4
5 行政組織の系統図	8

## II 事業の概要

### 1 狂犬病予防業務

1 捕獲	10
2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲	10
3 こう傷犬の検診	11

### 2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の收容

1 犬・猫の引取り業務	11
2 自活不能猫の收容業務	12
3 負傷動物に関する業務	12
4 警察への協力	13

### 3 收容動物の管理及び処分

1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留	13
2 返還	13
3 譲渡	15
4 殺処分	18
5 犬猫の飼養管理	18
6 目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金	19

### 4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

1 愛護館における活動	20
2 動物愛護の普及啓発教室等の開催	20
3 適正飼養の普及啓発教室等の開催	21
4 動物愛護週間行事	22
5 猫問題への対応	23
6 所有明示の推進	23
7 避妊去勢手術の推進	24
8 災害時におけるペット対策	24

<b>5</b>	<b>動物愛護推進員の活動の推進</b>	
1	動物愛護推進員関連事業	25
2	動物愛護推進員との協働事業	26
3	動物愛護推進員の自主的な活動の支援	26
<b>6</b>	<b>特定動物飼養者への指導</b>	
	許可及び監視指導	27
<b>7</b>	<b>動物取扱業者への指導</b>	
1	登録等及び監視指導	30
2	動物取扱責任者研修	31
<b>8</b>	<b>動物処理場及び化製場等に関する業務</b>	
	許可及び監視指導	31
<b>9</b>	<b>人獣共通感染症対策</b>	
	啓発・指導	32
<b>10</b>	<b>関係機関一覧</b>	33
<b>III 統 計</b>		
1	狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業	35
2	捕獲及び返還状況	37
3	指導班活動状況	39
4	殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数	40
5	愛護指導業務に関する事業推移表	41
<b>IV</b>	<b>名古屋市動物愛護センター案内図</b>	43

# I 概 況

## 1 沿 革

- 昭和 26 年 4 月 狂犬病予防法に基づく犬抑留施設を中川区に設置、業務開始
- 昭和 44 年 9 月 千種区に東分所を新設、中川区を本所として市域を東西に二分
- 昭和 49 年 4 月 動物の保護及び管理に関する法律の施行
- 昭和 51 年 5 月 名古屋市動物指導センターと名称を変え、動物の保護及び管理に関する業務を開始
- 昭和 60 年 9 月 愛護館、管理棟を竣工、動物愛護センターに改称し、本所は廃止
- 平成 12 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律が改正、動物の愛護及び管理に関する法律として 12 月 1 日施行
- 平成 13 年 4 月 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が施行
- 平成 16 年 11 月 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例が施行
- 平成 21 年 4 月 譲渡動物にマイクロチップ装着を義務付け、所有明示を普及
- 平成 22 年 7 月 譲渡ボランティア登録制度を開始
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取り有料化
- 平成 24 年 4 月 動物取扱業・特定動物の業務、犬猫の引取業務、負傷動物・自活不能猫の受付・収容業務を保健所から集約、4 名増員し、1 係 2 主査制から 2 係 1 主査制となる
- 平成 26 年 3 月 愛護館を改修しリニューアルオープン
- 平成 27 年 9 月 30 周年記念事業を開催するとともに「動物愛護宣言」を宣誓
- 平成 28 年 4 月 犬殺処分ゼロサポート寄附金を開始
- 平成 29 年 4 月 猫についても殺処分がなくなることを目指して、目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金を開始
- 平成 30 年 4 月 保健所体制変更に伴い、動物処理場及び化製場等に関する業務を集約、係名を変更し主査（愛護）に代えて地域における苦情相談や啓発事業を統括する主査（地域相談支援）を設置
- 令和 2 年 3 月 管理棟の改修工事を行い、殺処分機を撤去し、飼養施設を増設
- 令和 4 年 6 月 多頭飼育崩壊などによる収容頭数の急増に対応するため、猫の一時飼育施設（にゃごラーレ）を設置

## 2 機構と分掌事務

所 長

管理指導係

- ◎ 文書の收受、発送及び公印の管守に関する事。
- ◎ 人事及び予算決算に関する事。
- ◎ 庁舎及び物品等の管理に関する事。
- ◎ 手数料等の徴収に関する事。
- ◎ 動物取扱業の登録等に関する事。
- ◎ 動物取扱責任者の研修に関する事。
- ◎ 特定動物の飼養又は保管の許可に関する事。
- ◎ 化製場等に対する立入検査及び指導等に関する事。
- ◎ 他係の主管に属しない事。

愛護企画係

- 動物の愛護及び適正な飼養に係る普及啓発に関する事。
- 犬及び猫の引取りに関する事。
- 負傷動物等に関する事。
- 放し飼いを禁止する旨の措置命令等に関する事。
- 抑留犬及び引取り犬、引取り猫等の譲渡及び処分に関する事。
- その他動物の愛護及び管理に関する事。
- 犬の捕獲及び抑留並びに引取り犬、引取り猫等の収容に関する事。
- 抑留犬の返還、登録及び予防注射に関する事。
- その他狂犬病予防に関する事。
- 人獣共通感染症に関する事。

主 査  
(地域相談支援)

- ☆ 動物の愛護及び管理に係る地域における相談及び支援に関する事。
- ☆ 動物愛護推進員に関する事。

## 3 職 員

	課長	係長 主査	主事	獣医師	狂犬病予 防技術員	会計年度 任用職員	事務 補助員	計
所長	1※							1
管理指導係		1※	2	4※			3	10
愛護企画係		1※		5※	12	11		29
主査(地域 相談支援)		1※						1
計	1	3	2	9	12	11	3	41

令和5年4月1日現在 ※狂犬病予防員 計13名

#### 4 施設概要

- (1) 施設名 名古屋市動物愛護センター
- (2) 所在地 名古屋市千種区平和公園二丁目 106 番地
- (3) 規模

\* 敷地面積 8,592 m<sup>2</sup>

\* 建物面積

管理棟 (鉄骨造 2階建) 延 695.54 m<sup>2</sup>

愛護館 (鉄筋コンクリート造 2階建) 延 575.05 m<sup>2</sup>

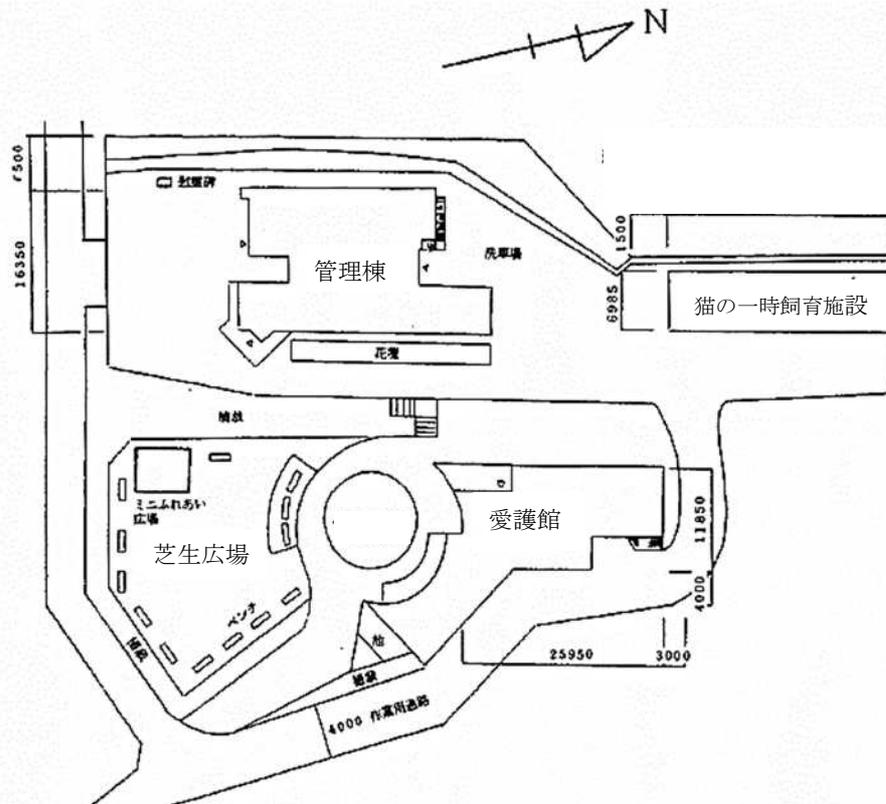
猫の一時飼育施設 (鉄骨造 2階建) 延 449.48 m<sup>2</sup>

- (4) 開設年月日 昭和 60 年 9 月 1 日

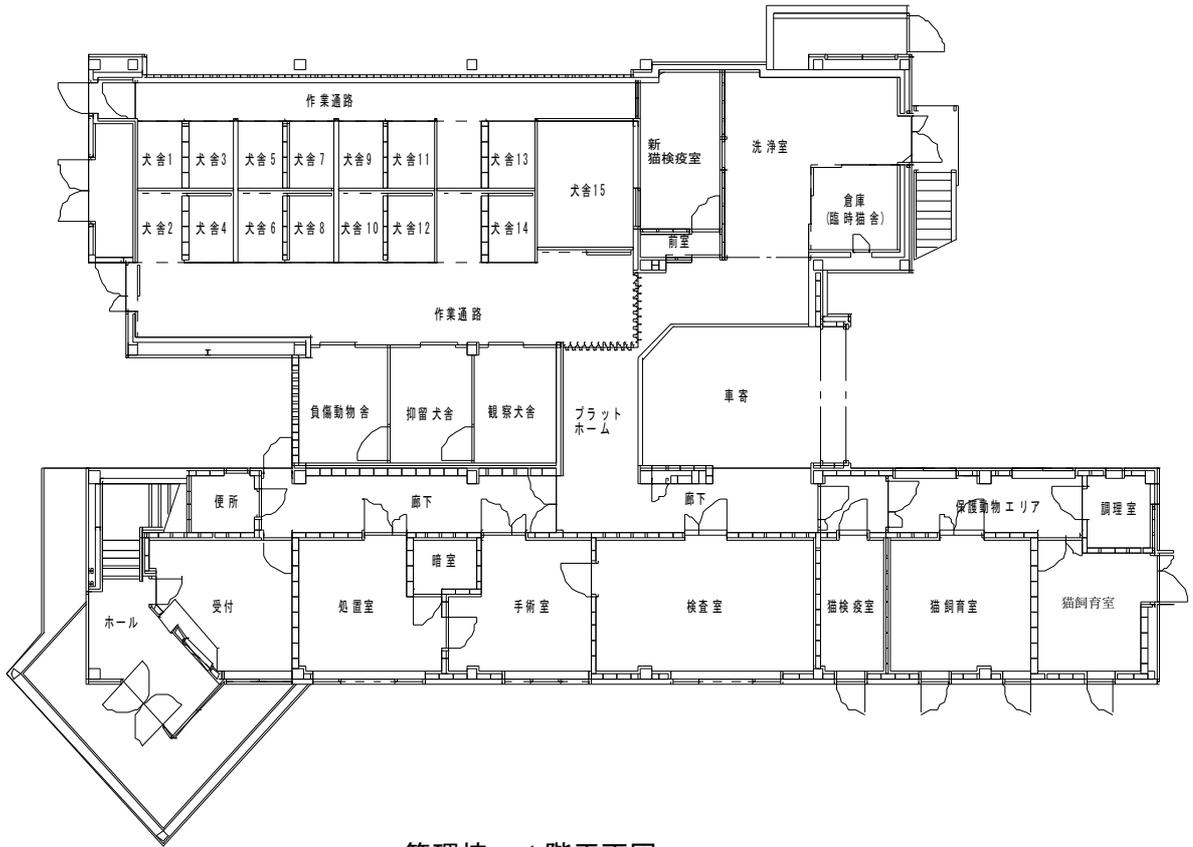
- (5) 犬・猫舎室数

管理棟			愛護館		
名称	面積m <sup>2</sup>	ケージ数	名称	面積m <sup>2</sup>	ケージ数
犬舎 (1~14)	3×14	—	犬舎 (8室)	3×8	—
犬舎 (15)	12	—	犬舎	6	8
新猫検疫室	9.4	4	猫飼育室	11.5	12
負傷動物舎	9.1	5	一時飼育施設		
抑留犬舎	9.1	8	名称	面積m <sup>2</sup>	ケージ数
観察犬舎	9.1	8	猫飼育室	30×7	40
猫検疫室	7.6	8	(7室)		
猫飼育室	15.2	20			
猫飼育室	11.3	8			

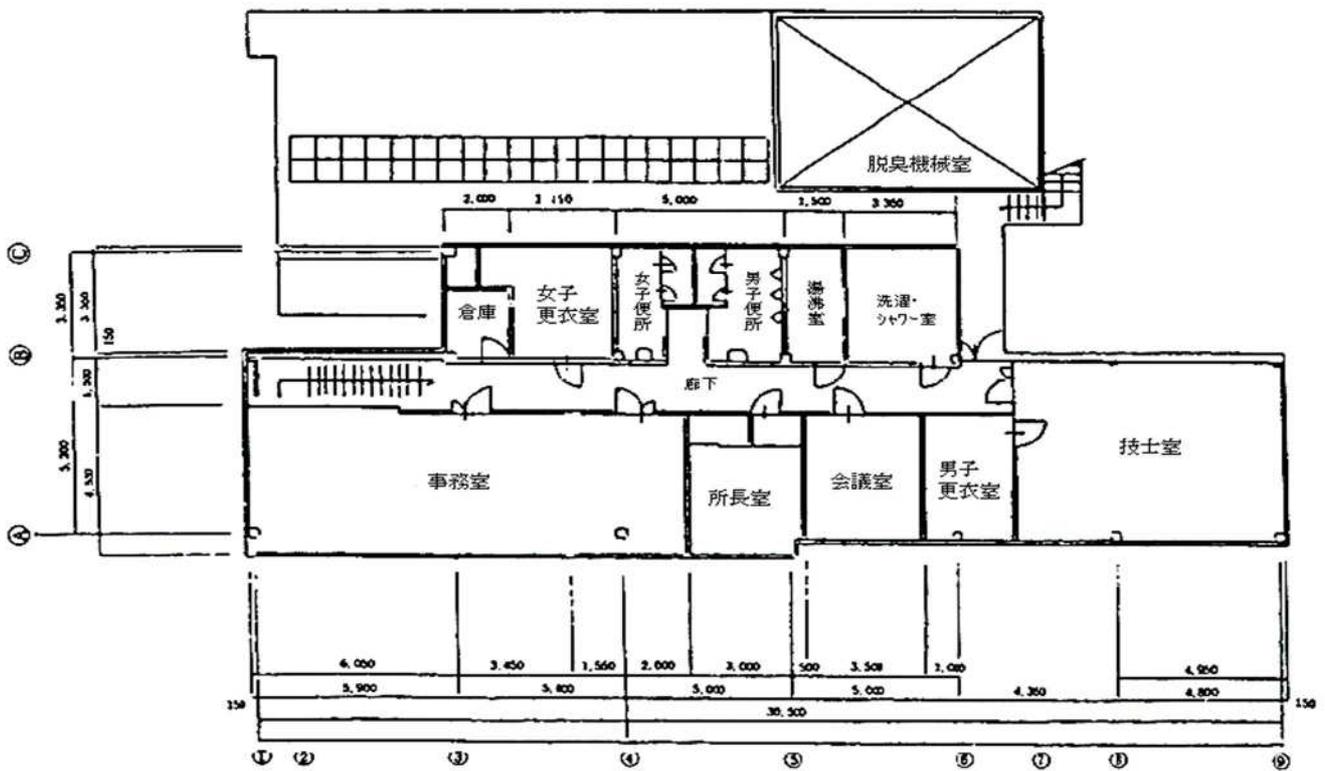
- (6) 配置図



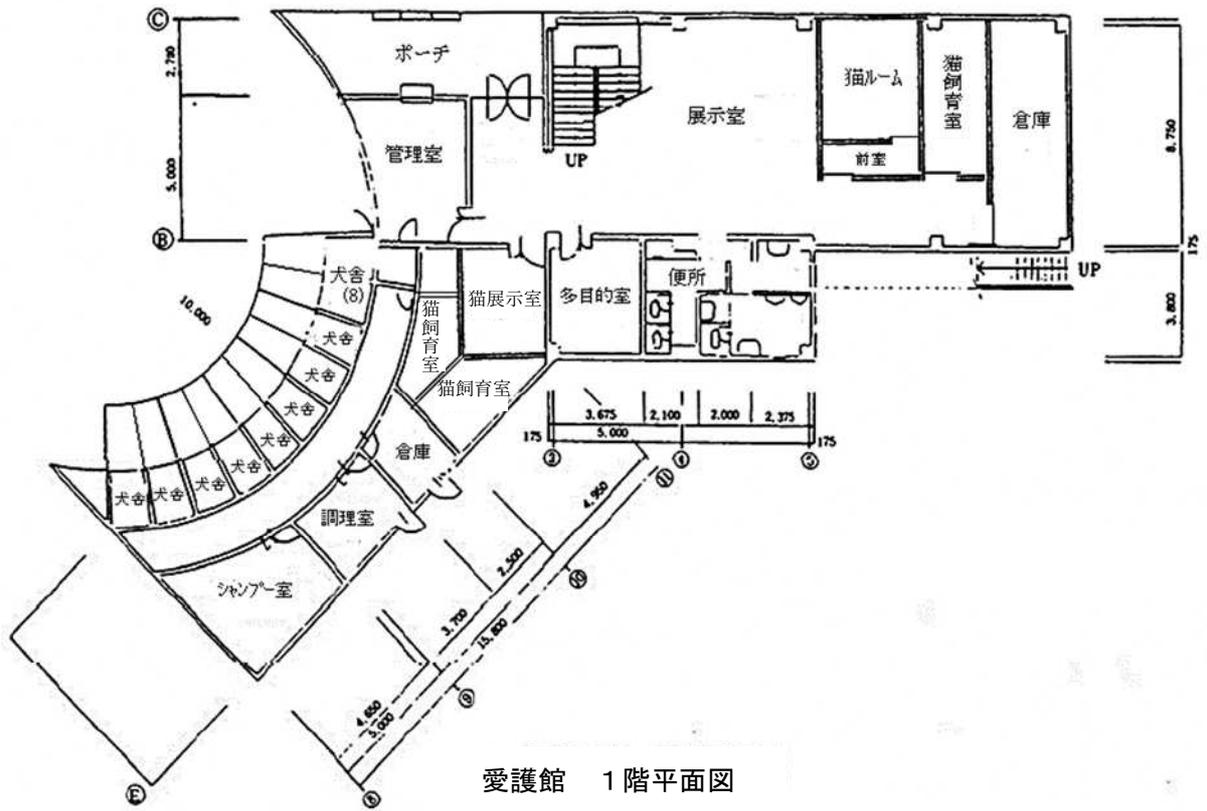
(7) 建物平面図



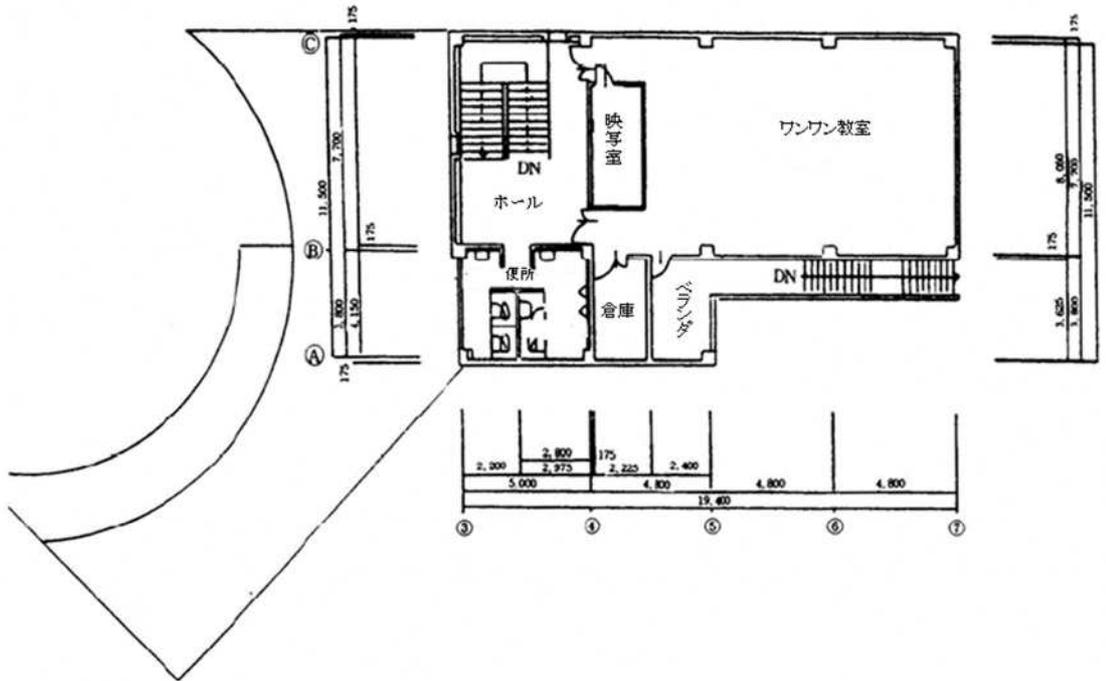
管理棟 1階平面図



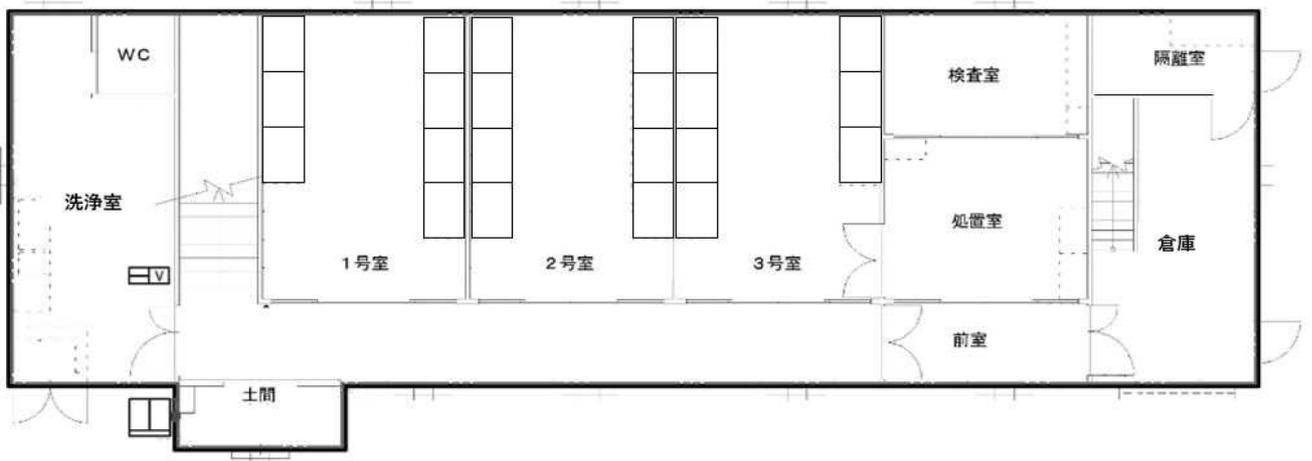
管理棟 2階平面図



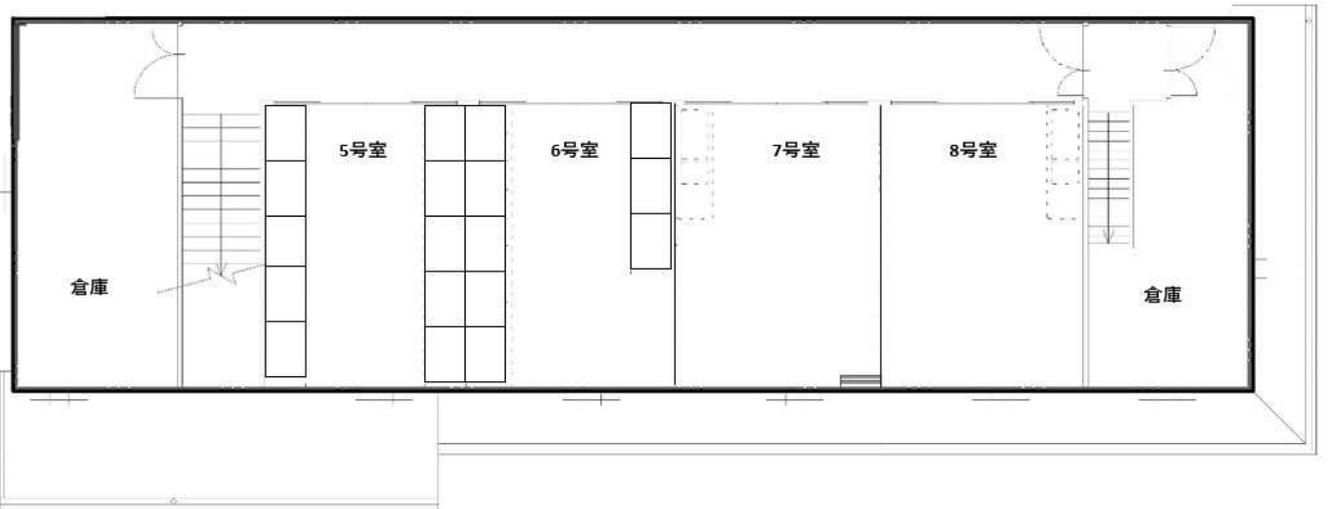
愛護館 1階平面図



愛護館 2階平面図



一時飼育施設 1階平面図



一時飼育施設 2階平面図



## Ⅱ 事業の概要

名古屋市動物愛護センター（以下、「センター」という。）は、犬の捕獲・抑留及び犬猫の引取りや、動物取扱業・特定動物の監視指導、動物の適正飼養と動物愛護の普及・啓発等の業務を行っています。

各業務は、所管法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律など）に基づき、要綱・規程に従って事業を実施しています。

また、当センターでは、名称の示すように動物愛護を基本理念として、動物愛護業務はもとより、飼犬等の管理指導業務もその精神を加味して対策を立てています。

各々の業務については、毎年事業計画を作成し、実施しています。

## 1 狂犬病予防業務

狂犬病の発生を予防し、犬による危害迷惑を防止するため、犬の捕獲・抑留等を実施しています。

野犬・放浪犬の捕獲・抑留については、狂犬病予防法、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき実施しています。

### 1 捕獲

保健センターの要請等に基づき、管理指導班の出動による野犬や放浪犬の捕獲を行っています。犬の出没状況、緊急性等により、時間外及び土・日・祝日についても出動し、可能な限り迅速に対応しています。

また、通常の方法（カケ・タモ等）で困難な場合は、捕獲箱、捕獲網（キャッチング・ネット）、吹き矢、麻酔銃等を使用して捕獲を行います。

◎令和5年度捕獲頭数

(頭)

	開庁時間	時間外	土・日・祝	計
捕獲頭数	31	2	6	39

### 2 野犬・捕獲困難犬の巡回調査及び計画捕獲

野犬のほか、捕獲された後に譲渡された元野犬は、一旦逃走すると捕獲が困難なケースがあります。こういった野犬・捕獲困難犬については、保健センターと連携して情報共有し、計画的な捕獲・抑留を実施しています。

### 3 こう傷犬の検診

こう傷事故を起こした犬のうち、飼主不明犬と飼主から引取った飼犬について狂犬病の検診を行っています。この検診では、センターの獣医師が2週間以上、こう傷犬の臨床症状を観察し、狂犬病か否かを鑑定しています。

令和5年度は、捕獲犬3頭の鑑定を行い、狂犬病の症候は認められませんでした。

## 2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容

犬猫等による危害迷惑防止等を目的とし、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬猫の引取り、自活不能猫（所有者の判明しない猫で、自らの力で生活できない子猫）や負傷動物の収容と、治療等を実施しています。

### 1 犬・猫の引取り業務

引 取 場 所	引 取 日	引 取 時 間
セ ン タ ー	月～土（祝日を除く）	午前8時45分～午後4時

◎引取り手数料（1頭につき）

成 犬	成 猫	子 犬	子 猫
8,000 円	5,000 円	2,700 円	1,700 円

犬・猫の引取りを求められた場合には、終生飼養するよう説得を行い、飼育継続が困難と認められるものについてのみ、引取りを行うよう努めています。また、引取り時には運転免許証等で本人確認を行っています。

◎令和5年度 犬・猫の引取り頭数 (頭)

	犬		猫	
	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫
小 計	21	0	202	33
合 計	21		235	

## 2 自活不能猫の収容業務

自活不能猫の収容を動物愛護の観点から行っています。収容の方法は、拾得者の移送協力が得られる場合には、犬・猫の引取りの受付日時に準じて、センターで収容しています。また、拾得者の移送協力が得られない場合には、管理指導班が出動して現地で収容しています。

◎令和5年度 自活不能猫の保護収容頭数 (頭)

現地収容頭数	48
センター引取り頭数	445
計	493

## 3 負傷動物に関する業務

負傷動物（犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる）について、現地に管理指導班が出動して収容しています。センターでは収容した負傷動物の治療等を行い、飼主への返還、又は新たな飼主への譲渡に努めています。

令和5年度の負傷動物の収容と返還・譲渡頭数は次のとおりです。

◎令和5年度 負傷動物の収容・返還・譲渡頭数 (頭又は羽)

	犬	猫	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	計
収容	1*	101	1	0	1	0	104
返還	0	2	0	0	0	0	2
譲渡	0	19	1	0	1	0	21

※捕獲犬の収容頭数に含む。

## 4 警察への協力

動物愛護法違反（動物の遺棄等）の疑い事例として、警察が取り扱った犬・猫等について、警察からの依頼により、センターで収容しています。

令和5年度の収容頭数等は次のとおりです。

◎令和5年度 警察への協力としての収容頭数等 (頭)

	犬	猫	計
収容	1	156	157
警察へ返却	0	2	2

## 3 収容動物の管理及び処分

収容した動物は、可能な限り飼主に返還、又は飼養を希望する者に譲渡することにより生命の救済に努めています。やむを得ず殺処分を行う際には、適正に実施しています。

### 1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留

捕獲した犬は、飼主に返還するために原則3日間（捕獲日、土・日・祝日は含まない。）抑留しています。

### 2 返還

#### (1) 返還

抑留犬の所有者が返還を申し出たときは、動物愛護管理指導票で犬の逃走の再発防止を指導するとともに、当該犬の狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射の実施を確認し、未実施の場合は、センターで狂犬病予防注射を行い、鑑札や狂犬病予防注射済票を交付しています。平成24年度から所有者からの申し出によりマイクロチップを装着しています。

また、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第11条（けい留義務）の違反事実が悪質な場合は、同条例第12条による「飼犬の放し飼いを禁ずる」旨の措置命令書を交付しています。令和5年度は0件でした。

令和5年度の返還までの飼育日数は次のとおりです。

◎返還までの飼育日数

飼育日数	捕獲日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日以上
頭数	11	4	5	1	1	1	0	1

◎返還頭数及び、返還犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付件数、狂犬病予防注射実施件数、マイクロチップ装着件数 (頭)

	返還頭数 (うち市外に返還した頭数)	犬の鑑札 交付数 (うち再交付数)	狂犬病予防 注射済票 交付数 (うち再交付数)	狂犬病 予防注射 実施数	マイクロチ ップ装着数
令和 5年度	24(2)	7(1)	15(0)	16	0

◎返還時の手数料等

返還料	飼育管理費 (一日につき)	犬の登録申請 手数料	狂犬病予防注射 済票交付手数料	狂犬病予防 注射料
3,000円	500円	3,000円	550円	2,750円

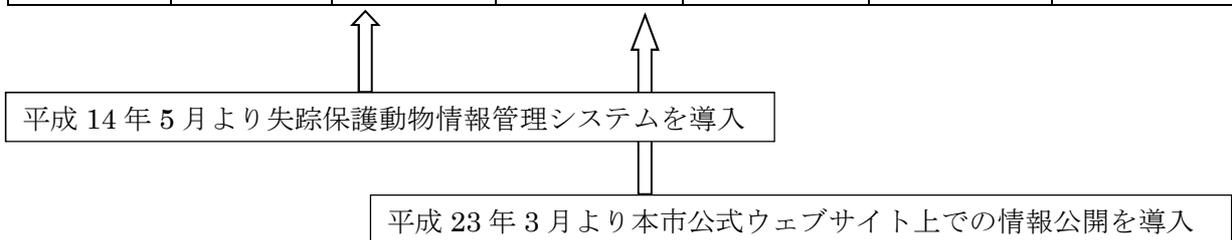
犬の鑑札再交付 手数料	狂犬病予防注射 済票再交付手数料	マイクロチップ 装着料
1,600円	340円	3,400円

(2) 失踪動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力

センターに寄せられる失踪動物及び保護動物に関する問い合わせは、令和5年度は401件でした。問い合わせを受ける毎に、「失踪保護動物情報管理システム\*」により類似動物の照会を行っています。収容した捕獲犬、及び負傷動物の情報は2日間公示するとともに、平成23年3月からは本市公式ウェブサイト上に公開しています。

\* 失踪保護動物情報管理システム：平成14年5月から導入。市民から市内16保健センター及びセンターに寄せられる失踪又は保護動物の情報をサーバーコンピュータで一括管理。センターが収容した捕獲犬及び負傷動物の画像を各保健センターで確認することが可能。

	平成 13年度	平成 14年度	平成 22年度	平成 24年度	令和 4年度	令和 5年度
犬の 捕獲頭数	763頭	807頭	339頭	345頭	43頭	39頭
犬の 返還頭数	247頭	326頭	175頭	221頭	27頭	24頭
犬の 返還率(%)	32.3%	40.3%	51.6%	64.1%	62.8%	61.5%



### 3 譲渡

生命の救済と地域の模範となる飼主の育成をめざして、広報なごや、本市公式ウェブサイト、保健センター及びセンター窓口等で、積極的に飼主を募集する譲渡事業を行っています。単なる動物の斡旋ではないことから、飼主には、次のような要件及び遵守事項を定めています。

飼主の要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内在住であること。ただし、市内では適切な飼主の応募がなかった動物についてはこの限りではない。</li> <li>○ 成人であること。</li> <li>○ 動物の飼養が可能な住宅に住んでいること。</li> <li>○ 飼主になることについて家族全員の同意を得ていること。</li> <li>○ 万が一、何らかの事情で譲渡動物を飼えなくなったときは、代わりに世話をする人を決めること。</li> </ul>

### 飼主の遵守事項

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 繁殖を防止すること。なお、犬及び猫については、避妊又は去勢手術を実施すること。
- 犬については、狂犬病予防法第4条第1項に定める登録をし、狂犬病予防注射を受けさせること。なお、登録及び狂犬病予防注射は、原則としてセンターで実施するものとするが、犬の所在地が市外の場合はこの限りではない。
- 名札及びマイクロチップの装着（※）等、自己の所有であることを明らかにするための措置をすること。
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 子犬の譲渡を受けた飼主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - ・散歩では排せつさせず、自宅の一定の場所（トイレ）で排せつさせるしつけをすること。
  - ・センターで開催する犬のしつけ方教室又はパピー教室に参加すること。
- 成犬の譲渡を受けた飼主は、センターで開催する犬のしつけ方教室に参加しなければならない。
- 猫の譲渡を受けた飼主は、室内で飼養しなければならない。

### ※ マイクロチップの装着

所有明示の推進、及び模範的な飼主育成の観点から、センターで譲渡する動物に対してマイクロチップの装着を行っています。

### (1) 犬の譲渡

収容期間の満了した捕獲犬及び引取犬について、性格等の審査や健康診断を行い、犬の状況を把握しています。譲渡希望者についても、譲渡申込書を通じて犬を飼う環境や経験等を把握し、個々の犬にあった譲渡希望者に収容犬を紹介しています。譲渡希望者に対して一時飼養期間を設け、一時飼養の結果を受けて譲渡しています。

一時飼養を開始する前に譲渡前講習会を行い、犬を飼う心構えや責任、必要な知識についてお伝えし、正式に譲渡が決定した際には、譲渡希望者にしつけ方教室の受講を義務付けています。

◎令和5年度 犬の譲渡頭数

(頭)

捕獲犬	引取犬	計
15	15	30

## (2) 猫の譲渡

譲渡希望者に譲渡申込書を提出してもらい、飼主として必要な要件を満たしていること及び飼い主としての遵守事項を守れることを確認した後、譲渡可能な猫を紹介しています。

譲渡時には完全室内飼育を重点的に指導すると共に、避妊去勢手術の必要性や身元表示、しつけ、健康管理についての指導を行います。

### ◎令和5年度 猫の譲渡頭数 (頭)

子猫	成猫	計
427	282	709

## (3) ボランティア譲渡

平成22年より、センターが収容している動物の譲渡を受け、新たな飼主探しを行って譲渡する譲渡ボランティア(団体・個人)の募集・登録を行っています。登録に際しては要綱に譲渡ボランティアの登録基準及び遵守事項を定め、登録を希望する団体に講習会を行っています。

令和5年度末時点では団体64、個人6、合計70の譲渡ボランティアが登録されています。

### ◎令和5年度 ボランティア譲渡の頭数(再掲) (頭)

犬 計 28		猫 計 457	
子犬	成犬	子猫	成猫
0	28	378	79

## (4) 譲渡会

平成28年度(※)より、譲渡ボランティアの活動を支援するため、譲渡ボランティアが飼養している犬猫を新しい飼主に譲渡する取り組みとして、譲渡会を開催してきました。(※28年度は犬のみ実施、29年度から猫も実施)

譲渡ボランティアの譲渡会は、令和2年度6月からは委託により開催しています。

## (5) 譲渡に向けた新たな取り組み

- ・ボランティア譲渡した動物465頭にマイクロチップを無償で装着しました。
- ・令和2年4月から、譲渡を受けた新しい飼主に、ワクチン補助と避妊去勢手術の

診療券を交付しています。

- ・譲渡動物の情報などを広報戦略に基づき、Facebook と Instagram ほかで情報発信しています。
- ・百貨店などに出向き、サテライト動物愛護センター事業による保護犬猫の情報発信に努めました。

## 4 殺処分

### (1) 殺処分及び焼却

譲渡不可能と判断され殺処分した犬猫及び収容中に死亡した犬猫は市立八事霊園斎場管理事務所に焼却を依頼しています。令和 5 年度の犬猫の殺処分頭数は次のとおりです

◎殺処分頭数 (頭)

	殺処分	収容時等死亡	合計
犬	0	1	1
猫	20	132	152

### (2) 処分犬の評価

処分を決定した抑留犬は、狂犬病予防法施行令第 5 条に基づき委嘱、任命した評価人により処分犬の評価を行っています。

令和 5 年度は、センターの獣医師 13 名を評価人として委嘱、任命しました。

## 5 犬猫の飼養管理

獣医師を中心とする職員が、飼養中の犬猫について、餌やりや散歩、シャンプー、掃除など日々の世話を介して状態を観察し、健康管理を行っています。健康状態に異常が認められる場合は検査、投薬治療などを行います。適正な飼養管理のため、収容中の犬 15 頭、猫 155 頭については、センター収容中に避妊去勢手術を実施しました。多頭飼育崩壊等による猫引取りの場合の避妊去勢手術、センターでの処置が困難な治療は外部に委託しています。

収容された犬猫は、体調を整えて馴化を行い、可能な限り早期に譲渡できるよう努めています。

センターが判定した収容猫の譲渡適性について、外部の専門家による譲渡適性評価会を定期的に開催し、判定結果について評価を受けています。

## 6 目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金

犬猫の殺処分ゼロを目指し、動物愛護と終生飼養を普及させる「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」の取り組みに対して頂いた寄附金を活用し、センターや譲渡ボランティアのもとで、犬については粘り強く飼主が見つかるまで治療やしつけを行うこと、猫についてはミルクをあげる、治療や時間をかけて人に慣らすなどのきめ細やかな世話をすることで、1頭でも多く新しい飼主に譲渡できるようにしています。

皆様から頂いた寄附金は、エサ、ペットシート、子猫のミルクや薬品の購入費用、譲渡ボランティアへの支援物資のほか、譲渡会の開催や避妊去勢手術の費用などにあてられます。

### ◎寄附金の件数及び金額

	件数 (件)	金額 (円)
平成 28 年度*	407	11,376,800
平成 29 年度	1,122	25,737,123
平成 30 年度	1,183	33,757,799
令和元年度	1,349	42,381,276
令和 2 年度	2,538	64,595,832
令和 3 年度	1,714	73,826,300
令和 4 年度	2,017	77,823,144
令和 5 年度	1,612	69,568,825

\*平成 28 年度は「犬殺処分ゼロサポート寄附金」の実績

## 4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

### 1 愛護館における活動

センターでは、動物愛護と適正飼養の普及を目的に、愛護館の運営・開放を行っています。

#### (1) 開館時間

午前 10 時 00 分～午前 12 時、午後 1 時 00 分～午後 4 時 00 分  
月曜日休館（ただし、祝日の場合は直後の平日が休館）

#### (2) 猫ルーム

猫の完全室内飼育のモデルルームとしての展示を行っており、猫の完全室内飼育について学ぶことができる場所としています。

### 2 動物愛護の普及啓発教室等の開催

令和 5 年度に開催した動物愛護普及啓発教室等は以下のとおりです。

#### ◎開催回数と参加人数

教室名	内容	所内開催		所外開催	
		回数	人数	回数	人数
移動動物愛護教室	キャリア学習や動物フェスティバルなどの機会をとらえて、動物愛護を啓発します。	—	—	11	9,670
動物愛護教室	小中学校、高校、専門学校等の校外学習を受け入れ、施設見学やセンターの現状を伝えることで、動物愛護と適正飼養の啓発を行っています。	35	473	—	—
施設見学会	センターの現状を殺処分状況も含めて広く知っていただくこと、センターに収容されている動物たちと施設の様子を実際に見ていただくことで、動物愛護の推進と課題を広く共有します。	6	129	—	—

その他の教室	令和5年度は、 ・譲渡ボランティア講習会 ・動物慰霊祭 を通じて、動物愛護の普及啓発を行いました。	7	56	—	—
--------	--	---	----	---	---

### 3 適正飼養の普及啓発教室等の開催

令和5年度に開催した適正飼養普及啓発教室等は以下のとおりです。

#### ◎開催回数と参加人数

教室名	内容	所内開催		所外開催	
		回数	人数	回数	人数
犬のしつけ方教室	飼主に犬のしつけ方を指導し、人に対する危害・迷惑の防止を図るとともに、飼主と犬との生活をより楽しいものとする事で、終生飼養につながるための教室です。一般飼主のためのしつけ方教室、動物愛護推進員のドッグトレーナーを講師に招いて行う問題犬のためのしつけ方教室を行いました。	7	84	2	95
パピー教室	生後6か月までの子犬を同伴した飼主に対し、動物愛護推進員のドッグトレーナーを講師に招いて開催しました。子犬の時期から行うことで周囲への危害・迷惑の防止になり、飼主自身が犬との生活を楽しめるようになり、ひいては終生飼養に繋がることを目的としたしつけ方を指導し、最初の受講から1か月後に、フォローアップのための教室も行いました。	16	279	—	—
犬のしつけ方相談	犬のしつけや飼い方に悩む飼主に対し、実際に犬を見ながらの相談に個別に対応しました。	24	30	11	22

犬の飼い方教室	新たに犬の飼主となる譲渡希望者、譲渡希望ボランティアに対し、犬の飼いや個体ごとの状況を伝え、飼いを指導しました。	30	55	—	—
猫の飼い方教室	新たに猫の飼主となる譲渡希望者、譲渡希望ボランティアに対し、猫の飼いや個体ごとの状況を伝え、飼いを指導しました。	641	1,123	—	—
高齢犬猫のケア教室	犬猫の老後に備えて準備をし、人もペットも最期まで幸せに暮らせるように、病気や介護の方法について説明しました。	5	31	—	—
犬猫を飼う前教室	ペットを飼う前に考える事、準備すること、それぞれの家庭の暮らしに馴染むペットの種類などについて説明し、飼わない選択肢も含めて自覚と責任を促しました。	2	27	—	—

## 4 動物愛護週間行事

### (1) 動物慰霊祭

令和5年9月20日(水)に、センターでやむを得ず殺処分した動物の霊を弔うための動物慰霊祭を行いました。

### (2) 動物フェスティバル2023なごや

令和5年10月15日(日)、久屋大通公園エンゼル広場で、「もっと、ずっと、うちの子ゼミナール」をテーマに次のような事業を実施しました。

○動物愛護センター保護猫紹介

○推進員ブース

- ・長寿犬、長寿猫表彰
- ・わんにゃんチャームづくり
- ・動物〇×クイズ
- ・動物愛護推進員関係リーフレット、動物愛護啓発ポスター掲示

## 5 猫問題への対応

### (1) 保護器の貸し出し

特定の飼主のいない猫に対する避妊去勢手術を目的に、猫の保護を希望する市民に対して、保護器の貸し出しを行っています。

令和5年度は、52件の保護器の貸し出しを行いました。

### (2) 地域猫活動・TNR活動の推進

各区の保健センター及び、地域猫活動の支援事業を名古屋市から受託した人とペットの共生サポートセンターと連携し、次の事業を実施しています。

- ・保健センターの依頼に基づく、住民説明会への参加
- ・猫の保護方法や健康管理等について相談対応
- ・人獣共通感染症予防対策としてダニの駆除の実施を支援
- ・みまもり地域の現場調査や巡回指導の実施

また、のら猫への避妊去勢手術の推進事業（TNR活動の推進）として、のら猫の避妊去勢手術券を令和5年度は214件交付しました。

## 6 所有明示の推進

マイクロチップによる所有明示の普及を目的として、譲渡動物に対してマイクロチップの装着を行っています。また、収容される動物について、マイクロチップの読み取りを実施しています。

### (1) 譲渡動物・返還動物へのマイクロチップの装着

平成21年度から、センターではマイクロチップを装着したうえで、動物を譲渡しています。また、平成24年度からは、収容された犬や猫の返還時に、飼主からの希望によりマイクロチップの装着を行っています。

◎令和5年度マイクロチップ装着数 (頭)

	譲渡時	返還時	計
犬	2	0	2
猫	247	0	247
計	249	0	249

## (2) マイクロチップの読み取り

マイクロチップリーダー（ハンディ型、スティック型、据え置き型）を活用し、センターに収容される動物（自活不能猫を除く）について、マイクロチップの読み取りを行っています。

## 7 避妊去勢手術の推進

犬猫の望まれない繁殖防止を目的に、犬猫の飼主に対して避妊去勢手術補助券の交付を、センター窓口で行っています。

◎令和5年度避妊去勢手術補助券交付件数 (件)

犬		猫	
避妊手術	去勢手術	避妊手術	去勢手術
68	63	88	74

## 8 災害時におけるペット対策

### (1) 被災動物救護物資の備蓄

災害発生時に被災動物を収容できるよう、常時、犬100頭、猫50頭に対して10日分のドッグフード、キャットフード及び医薬品等の備蓄を行っています。

### (2) 飼主への啓発

愛護館の展示物・掲示物や各種教室等において、災害への備えについて飼主への啓発を行っています。

## 5 動物愛護推進員の活動の推進

### 1 動物愛護推進員関連事業

#### (1) 動物愛護推進員交流会の開催

令和5年4月23日(日)に名古屋市獣医師会館で開催し、35名の推進員が参加しました。

#### (2) 動物愛護推進員研修会の開催

人とペットの共生サポートセンターが名古屋市獣医師会館で2回開催しました。

ア 令和5年6月15日(木)、高木佐保先生(麻布大学)に「ネコのこころを科学的に理解する」をご講演いただき、推進員を含め25名のボランティアが参加しました。

イ 令和6年2月20日(火)、友次進先生(NPO法人デジタルライフサポーターズネット)に「ネットリテラシー」についてご講演いただき、推進員を含め9名のボランティアが参加しました。

#### (3) 動物愛護推進員活動報告会の開催

令和6年3月22日(金)、市役所会議室において開催しました。33名の推進員が参加し、一年間の活動について情報交換が行われました。

#### (4) 動物愛護推進員定期集会の開催

市役所会議室で4回開催し、延べ75名の推進員が参加しました。

#### (5) 動物愛護推進員活動の調整

ア 保健センターと動物愛護推進員との連絡調整

保健センターの人とペットの災害対策啓発活動などに対し、推進員の紹介や、活動への協力依頼等を行いました。

イ NDAS ニュースの発行

センターから推進員への情報伝達及び推進員同士の情報共有を目的に、ニュース形式で文書を送付する「NDAS ニュース」を発行しました。

令和5年度はVol.102からVol.105まで4発行しました。

## 2 動物愛護推進員との協働事業

次の事業について、動物愛護推進員との協働により実施しました。

### (1) 動物愛護週間行事

#### ア 動物慰霊祭

令和5年9月20日(水)に開催し、18名の推進員が参加しました。

#### イ 動物フェスティバル2023 なごや

令和5年10月15日(日)久屋大通公園エンゼル広場で開催し、28名の推進員が参加しました。

### (2) 愛護センター、保健センターと協働での動物愛護啓発事業

愛護センターや保健センターが行う、区民まつりや、狂犬病予防集合注射会場での啓発事業など計18回に、延べ52名の推進員が参加しました。

### (3) 防災訓練・防災教室

各区の保健センターが行う、総合防災訓練や防災教室など計6回に、延べ13名の推進員が参加しました。

### (4) 愛護センター、保健センターと協働での適正飼養啓発事業

愛護センターや保健センターが行う、犬のしつけ方教室などの適性飼養教室計21回に、延べ42名の推進員が講師などとして参加しました。

## 3 動物愛護推進員の自主的な活動の支援

推進員の自主的な活動についての相談に応じ、活動支援を行いました。

令和5年度は、自主的な活動として、地域におけるしつけ方・飼い方・いのちの教室、動物飼養相談、動物ふれあい活動、地域猫活動の支援や、犬猫等の保護譲渡のあっせんなどの他、区単位での推進員の連携を深めるための取り組みがありました。

## 6 特定動物飼養者への指導

### 許可及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める特定動物の飼養・保管の許可に関する手続き及び飼養施設の監視指導を行っています。

令和5年度の許可及び監視件数は、以下のとおりです。

◎特定動物の許可件数、及び監視件数 (件)

飼養・保管許可申請件数 (変更許可を含む)	16
許可件数 (令和6年3月末現在)	124
立入調査件数	45

◎特定動物一覧 (件)

綱	目	科	属	種名	許可件数	
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	クモザル属	ジェフロイクモザル	0	
		おながざる科	マカク属		シシオザル	0
					ニホンザル	3
			マカク属		クロザル	0
			リーフモンキー属		シルバールトン	0
			マンドリル属		マンドリル	1
			オナガザル属		サバンナモンキー	1
					ブラッサグエノン	1
		コロブス属		アビシニアコロブス	2	
		てながざる科	テナガザル属		ボルネオテナガザル	1
					フクロテナガザル	1
			ひと科	オランウータン属		オランウータン
		チンパンジー属			チンパンジー	1
	ゴリラ属			ニシローランドゴリラ	1	
	食肉目	いぬ科	イヌ属		オオカミ	1
					セグロジャッカル	0

哺乳綱	食肉目	くま科	ツキノワグマ属	ニッポンツキノワグマ	1
			メガネグマ属	メガネグマ	1
			クマ属	ヒグマ	1
			ホッキョクグマ属	ホッキョクグマ	1
			マレーグマ属	マレーグマ	1
		ねこ科	ネコ属	カラカル	2
				サーバル	2
				スナドリネコ	1
				ジャングルキヤット	1
			オオヤマネコ属	ボブキヤット	0
	ヒョウ属		ユキヒョウ	1	
			トラ	1	
			ジャガー	1	
		ライオン	1		
	長鼻目	ぞう科	アジアゾウ属	アジアゾウ	1
			アフリカゾウ属	アフリカゾウ	0
	奇蹄目	さい科	インドサイ属	インドサイ	1
			クロサイ属	クロサイ	1
	偶蹄目	かば科	カバ属	カバ	1
			コビトカバ属	コビトカバ	1
きりん科		キリン属	アミメキリン	1	
うし科		バイソン属	アメリカバイソン	1	
鳥綱	たか目	コンドル科	トキイロコンドル	1	
			コンドル	1	
		たか科	ハクトウワシ	1	
爬虫綱	かめ目	かみつきがめ科	ワニガメ	11	
	とかげ目	どくとかげ科	アメリカドクトカゲ	7	
		にしきへび科	インドニシキヘビ	9	

爬虫綱	とかげ目	にしきへび科	アミメニシキヘビ	5
			アフリカニシキヘビ	1
		ボア科	ボアコンストリクター	8
			オオアナコンダ	2
		コブラ科	キングコブラ	2
			シンリンコブラ	2
			クロクビコブラ	2
		くさりへび科	ガボンアダー	5
			ライノセラスアダー	2
			コモンデスアダー ( <i>Acanthophis antarcticus</i> )	2
			パフアダー	2
			エダツノアダー	1
			カパーヘッドマムシ	1
			シロクチアオハブ	1
			スマトラアオハブ	1
			ヨロイハブ	2
			ホソオビヨロイハブ	1
			ヒガシダイヤガラガラヘビ	1
	ニシダイヤガラガラヘビ		2	
	ブッシュバイパー ( <i>Atheris squamigera</i> )		3	
	ブッシュバイパー ( <i>Atheris ceratophora</i> )		0	
	グリーンブッシュバイパー ( <i>Atheris chlorechis</i> )		1	
	わに目		アリゲーター科	ミシシッピーワニ
		ヨウスコウワニ		2
		メガネカイマン		1
		コビトカイマン		1
		ブラジルカイマン		3

爬虫綱	わに目	クロコダイル科	ナイルワニ	1
			ニシアフリカコガタワニ	1
		ガビアル科	インドガビアル	1
合計				124

## 7 動物取扱業者への指導

### 1 登録等及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める第一種及び第二種動物取扱業に関する手続き及び事業所の監視指導を行っています。

#### ア 第一種動物取扱業 (件)

登録申請件数 (登録更新申請を含む)	289
諸届出件数	985
登録数 (種別ごと) (令和6年3月末時点)	1,236 (販売 370 保管 610 貸出 44 訓練 96 展示 109 譲受飼養 7)
事業所数	893
立入り監視件数	377

#### イ 第二種動物取扱業 (件)

届出件数	12
諸届出件数	6
届出施設数 (種別ごと) (令和6年3月末時点)	63 (譲渡し 49 保管 12 貸出 1 訓練 1 展示 1)
飼養施設数	50
立入り監視件数	19

## 2 動物取扱責任者研修

令和 5 年度は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱責任者研修を 3 回実施しました。

(人)

開催日	受講者数
9月1日(金) 午後	31
12月14日(木) 午後	65
2月15日(水) 午前	95
合計	191

## 8 動物処理場及び化製場等に関する業務

### 許可及び監視指導

化製場等に関する法律に定める飼養収容施設、動物処理場等に関する条例（愛知県条例）に基づく動物処理場について、許可に関する手続きや監視指導を行っています。

令和 5 年度の許可及び監視件数は次のとおりです。

(実績)

(件)

	動物飼養収容								動物処理場
	牛	馬	豚	めん羊	山羊	犬	鶏	あひる	
許可申請件数	1	0	4	0	0	21	1	0	9
施設数 (R6.3月末時点)	5	8	29	2	3	156	5	1	30
監視件数	3	2	7	0	0	79	3	0	10

## 9 人獣共通感染症対策

### 啓発・指導

各種動物愛護・適正飼養教室において、「動物をさわった後は手を洗いましょう」を中心に人獣共通感染症の感染予防について啓発しました。動物取扱業者に対しては、動物取扱責任者研修において人獣共通感染症に関する講習を実施しました。動物とのふれあいを行う事業者に対しては、利用者が手洗い等を適正に行えるよう、施設立入時に指導を行いました。

## 10 関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話	FAX
保健所生活衛生部 食品衛生課	〒460-8508 中区三の丸三丁目1-1	972-2649	955-6225
八事霊園・ 斎場管理事務所	〒468-0071 天白区天白町大字八事字裏山69	832-1750	832-7759
千種保健センター	〒464-0808 千種区星が丘山手103	753-1971	751-3545
東保健センター	〒461-0003 東区筒井一丁目7-74	934-1212	937-5145
北保健センター	〒462-0844 北区清水四丁目17-1	917-6547	911-2343
西保健センター	〒451-8508 西区花の木二丁目18-1	523-4612	531-2000
中村保健センター	〒453-0021 中村区松原町1-23-1	433-3036	483-1131
中保健センター	〒460-8447 中区栄四丁目1-8	265-2257	265-2259
昭和保健センター	〒466-0027 昭和区阿由知通3-19	735-3959	731-0957
瑞穂保健センター	〒467-0027 瑞穂区田辺通3-45-2	837-3253	837-3291
熱田保健センター	〒456-0031 熱田区神宮三丁目1-15	683-9678	681-5169
中川保健センター	〒454-0911 中川区高畑一丁目223	363-4457	361-2175
港保健センター	〒455-0015 港区港栄二丁目2-1	651-6486	651-5144
南保健センター	〒457-0833 南区東又兵衛町五丁目1-1	614-2865	614-2818
守山保健センター	〒463-0011 守山区小幡一丁目3-1	796-4617	796-0040
緑保健センター	〒458-0033 緑区相原郷一丁目715	891-3632	891-5110
名東保健センター	〒465-0025 名東区上社二丁目50	778-3107	773-6212
天白保健センター	〒468-0056 天白区島田二丁目201	807-3907	803-1251

# Ⅲ 統 計

# 1 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

## (1) 区別

	捕獲犬(頭)				引取犬(頭)				返還犬(頭) *1	譲渡犬(頭)			鑑札交付(件)			予防注射(件)			注射済票交付(件)			マイクロチップ装着(件)			措置命令(件) *2	命令違反(件) *2	引取猫(頭)			自活不能猫(頭)	負傷動物(頭)			
	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計		成犬	子犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2			返還犬	譲渡犬	計*2		成猫	子猫	計	犬(再掲)
千種	2	-	(-)	2	-	-	(-)	-	1	7	-	7	-	6	6	-	6	6	-	6	6	-	-	-	-	-	3	4	7	47	(-)	10	-	10
東	-	-	(-)	-	1	-	(-)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	13	(-)	4	-	4	
北	4	-	(-)	4	3	-	(-)	3	3	-	-	-	-	-	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-	-	15	-	15	31	(-)	6	-	6	
西	3	-	(-)	3	3	-	(-)	3	1	2	-	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	5	-	5	34	(-)	3	-	3	
中村	4	-	(-)	4	3	-	(-)	3	1	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	6	1	7	54	(-)	8	-	8	
中	1	-	(-)	1	1	-	(-)	1	1	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	10	-	10	11	(-)	3	-	3	
昭和	2	-	(-)	2	1	-	(-)	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	14	(-)	7	-	7	
瑞穂	4	-	(-)	4	-	-	(-)	-	3	-	-	-	1	-	1	1	-	1	2	-	2	-	-	-	-	5	-	5	17	(-)	3	1	4	
熱田	1	-	(-)	1	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9	5	(-)	1	-	1	
中川	3	-	(-)	3	-	-	(-)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78	14	92	63	(-)	18	-	18	
港	2	-	(-)	2	1	-	(-)	1	1	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	26	-	26	54	(-)	11	-	11	
南	3	-	(-)	3	2	-	(-)	2	3	1	-	1	1	1	2	3	1	4	3	1	4	-	-	-	-	31	-	31	79	(-)	2	-	2	
守山	2	-	(1)	2	2	-	(-)	2	1	2	-	2	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	5	-	5	7	(1)	6	-	7	
緑	5	-	(-)	5	-	-	(-)	-	3	-	-	-	-	-	2	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	3	5	8	38	(-)	8	1	9	
名東	2	-	(-)	2	3	-	(-)	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	9	10	(-)	6	-	6	
天白	1	-	(-)	1	1	-	(-)	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	4	-	4	16	(-)	5	-	5	
市外	-	-	(-)	-	-	-	(-)	-	2	18	-	18	-	8	8	2	11	13	-	11	11	-	-	-	-	7	-	7	-	(-)	-	-	-	
合計	39	-	(1)	39	21	-	(-)	21	24	30	-	30	6	17	23	16	21	37	15	21	36	-	2	2	-	209	33	242	493	(1)	101	2	104	

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

市外からの引取りは他自治体または警察からの譲受け

\*1捕獲した区で計上

\*2当該犬の所在地の区で計上

(2) 月別

	捕獲犬 (頭)				引取犬 (頭)				返 還 犬 (頭)	譲渡犬 (頭)			鑑札交付 (件)			予防注射 (件)			注射済票交付 (件)			マイクロチップ装着 (件)			措置 命令 (件)	命合 違反 (件)	引取猫 (頭)			自 活 不 能 猫 (頭)	負傷動物 (頭)			
	成 犬	子 犬	観 察 犬 (再 掲)	計	成 犬	子 犬	観 察 犬 (再 掲)	計		成 犬	子 犬	計	返 還 犬	譲 渡 犬	計	返 還 犬	譲 渡 犬	計	返 還 犬	譲 渡 犬	計	返 還 犬	譲 渡 犬	計			成 猫 *	子 猫	計		犬 (再 掲)	猫	そ の 他	計
4月	2	-	(-)	2	2	-	(-)	2	1	1	-	1	-	1	1	1	2	-	1	1	-	-	-	-	-	51	-	51	86	(-)	9	-	9	
5月	8	-	(-)	8	1	-	(-)	1	6	3	-	3	1	-	1	5	-	5	5	-	5	-	-	-	-	1	-	1	117	(-)	7	-	7	
6月	2	-	(-)	2	2	-	(-)	2	-	3	-	3	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	-	-	-	18	14	32	77	(-)	20	-	20	
7月	2	-	(-)	2	2	-	(-)	2	-	2	-	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	-	-	-	18	7	25	53	(-)	12	-	12	
8月	4	-	(-)	4	1	-	(-)	1	3	3	-	3	1	3	4	3	3	6	2	3	5	-	1	1	-	28	-	28	21	(-)	4	-	4	
9月	3	-	(-)	3	2	-	(-)	2	1	2	-	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	-	-	-	21	7	28	65	(1)	11	-	12	
10月	8	-	(1)	8	4	-	(-)	4	6	4	-	4	2	2	4	4	2	6	4	2	6	-	1	1	-	14	5	19	31	(-)	9	-	9	
11月	2	-	(-)	2	1	-	(-)	1	1	4	-	4	-	2	2	-	2	2	1	2	3	-	-	-	-	16	-	16	6	(-)	7	-	7	
12月	1	-	(-)	1	1	-	(-)	1	1	2	-	2	1	1	2	1	2	3	1	2	3	-	-	-	-	14	-	14	5	(-)	4	-	4	
1月	3	-	(-)	3	-	-	(-)	-	2	1	-	1	-	1	1	1	2	1	1	2	-	-	-	-	-	16	-	16	3	(-)	3	2	5	
2月	3	-	(-)	3	3	-	(-)	3	3	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	8	-	8	-	(-)	7	-	7	
3月	1	-	(-)	1	2	-	(-)	2	-	5	-	5	-	1	1	-	4	4	-	4	4	-	-	-	-	4	-	4	29	(-)	8	-	8	
合計	39	-	(1)	39	21	-	(-)	21	24	30	-	30	6	17	23	16	21	37	15	21	36	-	2	2	-	209	33	242	493	(1)	101	2	104	

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

\*警察から譲受けた成猫を含む

## 2 捕獲及び返還状況

### (1) 区別

単位：頭

	捕獲方法						返還犬の飼育日数									
	通常捕獲	捕獲箱	薬物掃討	麻酔銃	吹き矢	計	0日 (抑留日)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日以上	計
千種	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北	3	-	-	-	-	3	2	-	1	-	-	-	-	-	3	
西	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
中村	2	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	1	2	
中	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
昭和	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
瑞穂	4	-	-	-	-	4	1	1	2	-	-	-	-	-	4	
熱田	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
中川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
港	2	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	2	
南	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
守山	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
緑	4	-	-	-	-	4	2	-	1	1	-	-	-	-	4	
名東	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
天白	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
市外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	24	-	-	-	-	24	11	4	5	1	1	1	-	-	1	24

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

## (2) 月別

単位：頭

	捕獲方法						返還犬の飼育日数										
	通常捕獲	捕獲箱	薬物掃討	麻酔銃	吹き矢	計	0日 (抑留日)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日以上	計	
4月	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
5月	6	-	-	-	-	6	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6
6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8月	3	-	-	-	-	3	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	3
9月	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
10月	6	-	-	-	-	6	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	6
11月	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
12月	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
1月	2	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2
2月	3	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	24	-	-	-	-	24	11	4	5	1	1	1	-	-	1	-	24

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

### 3 管理指導班活動状況

#### (1) 区別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	その他	合計
千種	3	1	7	-	-	-	3	14
東	-	1	3	-	-	-	1	5
北	4	1	4	-	-	-	2	11
西	3	2	2	-	-	-	9	16
中村	5	1	9	-	2	-	5	22
中	3	-	1	-	1	-	1	6
昭和	2	-	3	-	1	-	2	8
瑞穂	3	1	2	-	1	-	-	7
熱田	1	-	-	-	1	-	-	2
中川	5	3	9	1	4	-	10	32
港	4	4	6	-	12	-	3	29
南	3	3	1	-	5	1	8	21
守山	1	1	3	-	-	-	1	6
緑	5	2	4	-	9	-	1	21
名東	1	2	5	-	-	-	3	11
天白	-	-	2	-	-	-	-	2
市外	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	43	22	61	1	36	1	49	213

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

#### (2) 月別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	その他	合計
4月	2	6	5	-	3	-	9	25
5月	7	-	2	-	1	-	9	19
6月	2	2	12	-	-	-	7	23
7月	2	1	3	-	2	-	2	10
8月	4	1	3	-	6	1	4	19
9月	6	3	6	1	4	-	2	22
10月	10	7	4	-	1	-	5	27
11月	2	1	6	-	1	-	2	12
12月	1	-	5	-	-	-	2	8
1月	3	-	3	-	-	-	5	11
2月	2	-	4	-	18	-	-	24
3月	2	1	8	-	-	-	2	13
合計	43	22	61	1	36	1	49	213

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

#### 4 殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数

単位：頭

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成犬	1 (1)	- (-)	- (-)	- (1)	- (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)
子犬	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
小計	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)
成猫	64 (47)	- (-)	8 (6)	9 (7)	7 (6)	- (-)	9 (6)	5 (4)	9 (7)	3 (2)	- (-)	8 (6)	6 (3)
子猫	88 (85)	- (-)	23 (23)	14 (14)	23 (22)	- (-)	23 (21)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	- (-)	- (-)	1 (1)
小計	152 (132)	- (-)	31 (29)	23 (21)	30 (28)	- (-)	32 (27)	6 (5)	10 (8)	5 (4)	- (-)	8 (6)	7 (4)
その他の動物	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	153 (133)	- (-)	31 (29)	23 (21)	30 (28)	- (-)	32 (27)	6 (5)	10 (8)	6 (5)	- (-)	8 (6)	7 (4)

注1 ( )内は収容中に死亡

注2 「-」は計数のない場合

## 5 愛護指導業務に関する事業推移表

### (1) 譲渡頭数

#### ア 犬

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
譲渡頭数	22	34	30
救命率 (%)	98.8	98.4	90

#### イ 猫

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
譲渡頭数	758	735	709
救命率 (%)	80.3	78.7	85.3

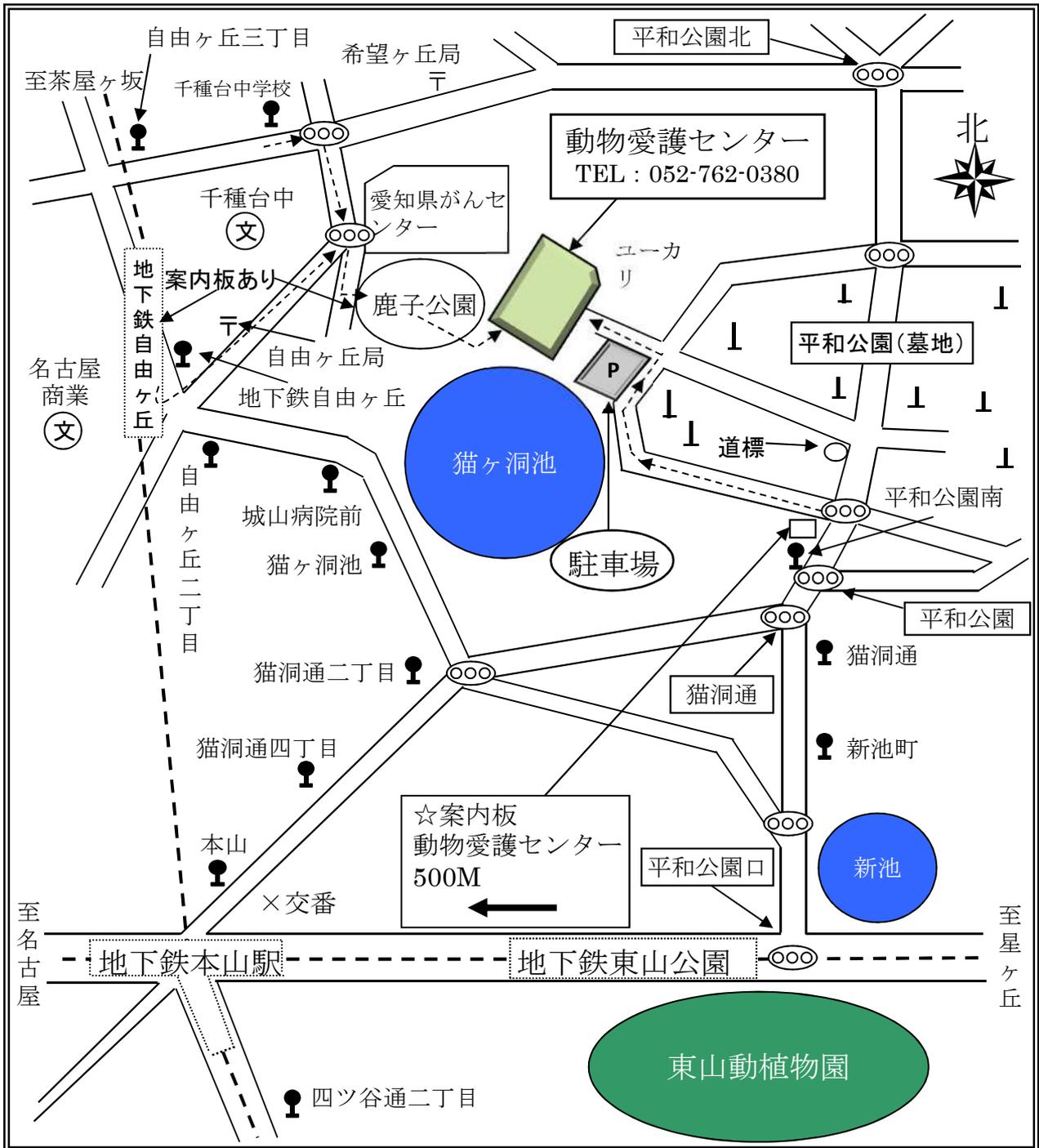
(2) 事業別実績数

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
動物愛護を啓発する教室	犬のふれあい広場	—	—	—	—	—	—	—	—
	猫ふれあいルーム	2	17	—	—	—	—	—	—
	なかよしワンワン教室	—	—	—	—	—	—	—	—
	動物愛護教室*	20	204	47	603	55	757	35	473
	動物体験教室	—	—	—	—	—	—	—	—
	移動動物愛護教室*	4	4,613	4	766	6	4,222	11	9,670
	その他の教室	18	116	8	99	9	150	13	185
動物介在活動	所内ワンニャンなごやか教室	—	—	—	—	—	—	—	—
	所外ワンニャンなごやか教室	—	—	—	—	—	—	—	—
動物適正飼養啓発教室	犬のしつけ方教室	7	84	4	68	8	149	7	84
	犬のしつけ相談(実技・個別)	27	41	30	54	33	51	35	52
	パピー教室	12	132	12	164	17	317	16	279
	狂注会場でのしつけ方相談	—	—	—	—	—	—	—	—
	区民祭等でのしつけ方相談	—	—	2	180	—	—	—	—
	犬の移動しつけ方教室	—	—	—	—	1	30	2	95
	犬の飼い方教室	38	60	23	31	36	53	30	55
	猫の飼い方教室	479	824	536	964	493	907	641	1,123
	猫の適正飼養教室(個別)							16	80
	今から考えよう! 高齢犬猫のケア	1	19	—	—	4	86	5	31
	犬猫を飼う前教室	2	26	1	15	2	32	2	27
地域相談支援	推進員定例会・防災教室等	9	202	38	179	38	179	24	345
	なごやかキャット推進事業説明	12	24	28	128	28	128		
動物取扱責任者認定研修		2	39	1	4	0	0	—	—
動物取扱責任者継続研修		6	749	6	753	6	764	3	191
動物愛護週間行事	動物フェスティバル(センターコーナー)	1	web	1	web	1	web	1	
	W a n ニャンふれあいD a y	—	—	—	—	—	—	—	—

「\*」=いのちの教室含む



# IV 名古屋市動物愛護センター案内図



☆ 交通機関

- ① 地下鉄自由ヶ丘駅2番出口から 徒歩15分 (鹿子公園経由)
- ② 基幹バス2 (名古屋駅ー猪高車庫)  
千種台中学校下車 徒歩10分 (鹿子公園経由)
- ③ 地下鉄星ヶ丘駅から市バス (地下鉄自由ヶ丘駅行)  
平和公園南下車 徒歩15分

〒464-0022 名古屋市千種区平和公園2 - 106 TEL 762-0380